

令和8年度京都府食べ残しゼロ推進店舗啓発キャンペーン業務 仕様書

1 業務の名称

令和8年度京都府食べ残しゼロ推進店舗啓発キャンペーン業務

2 業務の背景・目的

京都府では、令和6（2024）年度に京都府内で発生した食品ロスは、約9.5万トンであり、そのうち家庭系食品ロスが4.1万トン（約43%）、事業系食品ロスが5.4万トン（約57%）を占めている。

家庭系食品ロスは、食べ残しや直接廃棄が主な原因であり、事業系食品ロスは、食品製造業や外食産業からの発生割合が高くなっていることから、事業者から消費者までの各主体において、食品ロスの削減に対する更なる取組を進めていくことが重要である。

こうした状況を受け、京都府では令和4年3月に、「京都府食品ロス削減推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、食品ロス発生量の削減など各種数値目標を掲げて、各種施策を進めている。

特に外食産業については、京都府が推進する食品ロスの削減に資する取組について、府民及び事業者への意識啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に資することを目的として、「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度を運用しているが、令和8年3月時点で232店舗（京都市域を除く）に留まっており、計画の目標（対象事業所の11%が認定取得）達成のためには、更なる申請の増加が必要である。

また、事業系食品ロスの削減目標達成のためには、外食産業を中心として、食品ロス削減の取組の更なる拡大が必要である。

そのため、本業務では、食べ残しゼロ推進店舗認定制度の周知啓発や、認定店舗の取組の支援を行うこととする。

<参考>

京都府ホームページ 食品ロス削減に向けた取組

<https://www.pref.kyoto.jp/syokuloss/index.html>

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

4 委託業務の内容

委託する内容は、以下の業務とする。

業務の企画、実施に当たり、特に定めるものを除き、本府から委託料以外の費用負担は行わない。また、府の協力が必要である場合は、府と協議の上、決定すること。

(1) 「食べ残しゼロ推進店舗」関連業務

ア 食べ残しゼロ推進店舗の認定を受けている飲食店等へのアンケート調査

食べ残しゼロ推進店舗の認定を受けている飲食店等に対し、①営業状況や食品

ロス削減に係る取組状況等の現状把握、②優良事例の収集、③制度の運用改善に向けた課題意見等の収集を目的としたアンケート調査を実施すること。

(7) 調査票の作成

府と協議の上、A4用紙1～3枚程度でアンケート調査票を作成すること。

(イ) 調査票の発送・回収

- a アンケート調査への依頼及び調査票の回収等は、郵送及びメール等によるものとする（メールアドレスについては、一部店舗のみ府で把握している）。また、返送先及び問合せ先は受注者とし、受注者は調査対象者からの問合せに対し、適切な対応を行うこと。
- b 調査票の回収率を上げるための督促（全1回）を行うこと。
- c 依頼文書等の送付物の印刷並びに郵送及び返送に係る費用は受注者の負担とする。

(ウ) 結果の分析及び報告書の作成

アンケートの回答を整理・集計した上で、調査の結果を踏まえ、食べ残しゼロ推進店舗の活動状況や、食品ロスの削減に向けた課題等を整理・分析し、報告書を作成すること。

- a 報告書は、調査概要及び調査結果により構成する。
- b 調査結果について、図表等を用いて報告書を作成すること。
- c 調査結果を基に、可能な範囲で、業種、規模、地域等による分析及び考察を行う。
- d 調査結果を踏まえ、他店舗への横展開や波及が期待される食品ロス削減の取組を行っている優良店舗を3店舗以上※1リストアップし、選定理由とともに府へ報告すること。なお、優良店舗の取組例としては、ドギーバックの導入等持ち帰りに係る取組等やその他普及が進んでいない取組の導入などがある。

※1 最大15店舗程度を想定。

(エ) 閉店、登録内容の変更等の登録情報の報告

アンケート調査により、2＜参考＞に掲げるHPに登録されている内容に変更が判明した場合は、月末に、本府へ登録情報データの変更有無を報告すること。

イ 食べ残しゼロ推進店舗優良事例の紹介記事の作成

アンケート調査結果に基づき、他店舗への横展開や波及が期待される食品ロス削減の取組を行っている優良店舗に対し取材を行い、記事を作成すること。

(7) 店舗の選定

府と協議の上、取材対象店舗を決定する。

(イ) 取材

4(1)ア(ウ)dでリストアップした店舗に対し、記事作成のため、以下の内容について取材を行うこと。なお、府HPでの公開を想定して、記事掲載用の写

真撮影を行うこと。

- a 店舗を紹介するための店舗概要
- b 食べ残しゼロ推進活動を進めるに至った経緯・きっかけ
- c 現在実施している活動内容
- d 食べ残しゼロ推進活動に対する思い・他店舗に知ってもらいたいこと等
- e 今後の展望等

(ウ) 記事作成

取材の内容を基に、府HP掲載用の記事データを作成すること。なお、HPの更新は府で行うが、別紙を参照の上、掲載ページ全体の構成及び文書等を考慮すること。

ウ 食べ残しゼロ推進店舗の認定を受けていない飲食店等に対する制度周知

食べ残しゼロ推進店舗の認定を受けていない飲食店等に対し、店舗訪問等により制度周知を行うこと。

(ア) 対象地域

山城広域振興局所管内（乙訓、山城北、及び山城南）

(イ) 訪問店舗数

100 店舗以上（令和8年度）

(ウ) 事前調整

a 連携市町村の確認

京都府から提供する連絡先に基づき、山城地域の市町村担当課あてに連絡を行い、同行などの連携希望の有無を確認すること（※2）。市町村回答において連携希望があれば、府と協議の上、訪問に協力いただく市町村を2市町村程度選定すること。

※2 市町村あての依頼文は府で作成を予定している。

b 訪問店舗の選定

訪問を行う店舗の選定に当たっては、市町村食品ロス所管課や当該地域の経済団体等関係者の意見を聴取し、可能な限りこれを踏まえて、受注者が検討し、府と協議の上、決定すること。

c 事前連絡、日程調整

対象店舗に事前連絡し、訪問の可否及び日時等について調整すること。

(エ) 店舗訪問

a 可能な範囲で市町村食品ロス所管課又は経済団体の担当者に同行いただくこと。なお、一部店舗については、府職員の同行を予定している。

b 店舗では、以下の内容を担当者に周知すること。

- (a) 京都府「食べ残しゼロ推進店舗事業」の制度概要
- (b) 認定を受けた場合のメリット
- (c) 申請する際の手順

c 申請を希望しない場合は、可能な範囲でその理由やどのような要素があれ

ば申請するか聴取すること。

d 店舗訪問時は、営業の妨げにならないよう十分配慮すること。

e 駐車場等で発生するトラブルについて、京都府は一切の責任を負わないものとする。

(オ) 事後処理

以下の内容を含めた店舗訪問結果をとりまとめ、適時、京都府に報告すること。なお、訪問した店舗については、受注者において申請方法を説明や問合せ対応を行い、申請希望店舗については、全店舗分の申請書等を収集した上で、申請内容を整理するなどとりまとめた上で、京都府へ送付すること。

a 訪問店舗数

b 申請希望店舗数とその割合

c 4 (1) ウ(エ)c の内容

エ 食べ残しゼロ推進店舗の認定申請等へのインセンティブ付与の取組

食べ残しゼロ推進店舗に申請するインセンティブを向上させ、また、認定を受けている飲食店等の食品ロス削減の取組を支援・促進することを目的として、以下の事業を実施すること。

(ア) キャンペーン事業

以下の条件を満たす、食べ残しゼロ推進店舗と連携した、府民の参加が可能なキャンペーン事業を実施すること。なお、実施内容については、府と協議の上、決定すること。

a 対象地域

山城地域（乙訓、山城北、山城南）の食べ残しゼロ推進店舗

b 連携店舗数

50 店舗以上

c 府民の参加数

15,000 人以上

d キャンペーン事業の周知

以下の方法により当該キャンペーン事業を周知するものとする。

(a) WEB 上の特設ページ

(b) 多数の府民に周知するため、京都府内で配布・閲覧される紙媒体（30 万部以上）

e 実施方法

連携店舗の負担にならない範囲で、最大限多くの府民が参加でき、かつ、食べ残しの削減など食品ロス削減の意識啓発につながるキャンペーンを検討、実施すること（例えば、食べ残しゼロ推進店舗のスタンプラリー等）。

また、キャンペーン用配布印刷物や景品など、府民の参加を促す資材を用意の上、実施すること。なお、配布印刷物は各店舗に 100 部以上配布することを想定。

(イ) 食べ残しゼロ推進店舗の新規認定店舗の紹介

新規で認定を受けた飲食店等を、Instagram などの SNS での広告を用いて紹介すること。広告閲覧数は、1 万件以上を目標とし、最大限多くの府民に閲覧されるよう、効果的な方法を検討し実施すること。

オ 食べ残しゼロ推進店舗の制度運用に係る検討・提案

食べ残しゼロ推進店舗の制度運用について検討し、完了報告書に含めること。

(2) その他の業務

前述のもののほか、予算の範囲内で、食品ロス削減の推進により効果的な業務の提案があれば、提案を妨げない（府と協議の上で実施する。）。また、本業務の遂行に必要な業務を随時実施するものとする。

(3) 完了報告

委託業務を完了したときは、受託者は、直ちに次の成果品を作成の上、業務完了報告書を提出すること。

ア 成果品

アンケート結果報告書（電子データ）

業務完了報告書（電子データ）

※電子データは、Word、PDF、Excel（該当あれば）をそれぞれ納品すること。

イ 納品場所

京都府総合政策環境部循環型社会推進課

ウ 納入日

令和9年3月15日（月）

5 その他

(1) 受託者は、契約日から1週間以内に、業務実施計画書（様式自由）を作成し、受託責任者を選任し、府の承認を得ること。

(2) 本業務における成果品に係る著作権等の一切の権利は、本府に帰属するものとする。

(3) 成果物の原稿については、原則として京都府が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができること。

(4) 事業を実施する過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し修正を行うこと。

(5) 本仕様書に定めのない事項又は本業務に関して生じた疑義については、府と受託者で協議して決定することとし、本業務の実施に必要な協議については、府又は受託者の求めにより、適宜開催できるものとする。

特設ページ

認定店の事例を紹介！

まゆまろ

食べ残しゼロ推進店舗の認定店にインタビューを行いました。そこでは、食べ残しゼロを目指すために行っている工夫や感じている課題など、様々なお話を伺うことができました！ここではそんな貴重なお話の一端をご紹介します！

事例1(写真)

事例2(写真)

事例3(写真)

事例4(写真)

事例1
(キャプション)

事例2
(キャプション)

事例3
(キャプション)

事例4
(キャプション)

事例5(写真)

事例6(写真)

事例7(写真)

事例8(写真)

事例5
(キャプション)

事例6
(キャプション)

事例7
(キャプション)

事例8
(キャプション)

リンク先ページ

※構成は例のため、受注者で構成を考えること。

店舗名やトピックなど

写真

○店舗名
○住所
○電話番号など
店舗の紹介文(2行～4行程度)

トピック①

食べ残しゼロの取組紹介など

トピック②

食べ残しゼロに係るこれまでの挫折や経験など

トピック③

食べ残しゼロへの思いや、これからのこと、まとめなど